

令和8年6月9日招集

## 令和8年第4回琴浦町議会定例会

### 議案説明付属資料

議案第54号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	1
議案第55号	専決処分について〔琴浦町税条例の一部改正について〕	2
議案第56号	専決処分について〔琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について〕	3
議案第57号	専決処分について〔令和7年度琴浦町一般会計補正予算（第12号）〕	4
議案第58号	琴浦町附属機関条例の一部改正について	7
議案第59号	琴浦町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	8
議案第60号	琴浦町農業研修生宿泊施設条例の一部改正について	10
議案第61号	琴浦町都市公園条例の一部改正について	11
議案第62号	令和8年度琴浦町一般会計補正予算（第1号）	12
議案第63号	令和8年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	18
議案第64号	令和8年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）	20
議案第65号	財産の取得について（町営バス車両）	21
議案第66号	財産の取得について（除雪ドーザー）	22
議案第67号	債権の放棄（琴浦町住宅新築資金等貸付金）について	23
議案第68号	損害賠償の額の決定について	24

議案第 69 号	琴浦町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について	25
議案第 70 号	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部変更に関する協議について	26
議案第 71 号	琴浦町赤碕財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	27
議案第 72 号	琴浦町成美財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	27
議案第 73 号	琴浦町安田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	28
議案第 74 号	琴浦町以西財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	28
議案第 75 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 76 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 77 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 78 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 79 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 80 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 81 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 82 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 83 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 84 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 85 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 86 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29
議案第 87 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	29

令和8年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第54号	議案名	財産の取得について（消防ポンプ自動車）		
目的	消防ポンプ自動車を購入するにあたり、財産の取得について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)第3条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。				
内容	<p>琴浦町消防団第7分団（赤碕）の消防ポンプ自動車は、平成16年に導入したものであるが、21年を経過し、老朽化が進んでいる。</p> <p>消防ポンプ自動車の購入契約を締結するにあたり、財産の取得について、議会の議決を得るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取得財産 消防ポンプ自動車</li> <li>2 入札日 令和8年5月22日</li> <li>3 契約金額 36,300,000円</li> <li>4 受注者 株式会社吉谷機械製作所</li> <li>5 納期限 令和9年3月19日</li> <li>6 契約方法 指名競争入札</li> <li>7 入札業者数 3業者</li> <li>8 落札率 99.7%</li> <li>9 仕様等 低床式 ダブルキャブ 6人乗 4輪駆動 タービンポンプ搭載</li> </ol>				
補足事項					

令和 8 年 6 月 定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第 55 号	議案名	専決処分について[琴浦町税条例の一部改正について]			
目的	地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)等が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されたことに伴う例規整備について、同年 4 月 1 日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。					
内容	<p>主な改正点は次のとおり</p> <p>1 軽自動車税(令和 8 年度分から適用)  「環境性能割」を廃止。廃止に伴い軽自動車の「種別割」を「軽自動車税」とする。  環境性能割：軽自動車を取得した際に課される税  種別割：毎年 4 月 1 日に登録のある軽自動車に課される税</p> <p>2 固定資産税(令和 9 年度分から適用)  免税点の引き上げ  家屋 改正前：20 万円 → 改正後：30 万円  償却資産 改正前：150 万円 → 改正後：180 万円  ※課税標準額が免税点未満の場合固定資産税は課税されない。</p> <p>参考(条例改正はないが、所得税法、地方税法等改正により自動的に適用する  主な内容)</p> <p>個人住民税</p> <p>①給与所得控除の見直し(令和 9 年度分から適用)  &lt;最低保障額&gt; 改正前：65 万円 → 改正後：74 万円  ※引上げ額 9 万円のうち、5 万円は 2 年間の時限措置</p> <p>②扶養親族等に係る所得要件の引上げ(令和 9 年度分から適用)  改正前：58 万円 → 改正後：62 万円</p> <p>③ひとり親控除の見直し(令和 10 年度分から適用)  改正前：30 万円 → 改正後：33 万円</p>					
補足事項	<p>1 専決処分日 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>2 施行日 令和 8 年 4 月 1 日ほか</p>					

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第56号	議案名	専決処分について[琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について]			
目的	地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴う例規整備について同年4月1日に専決処分したことを報告し、承認を求めるもの。					
内容	<p>1 改正概要</p> <p>(1) 国民健康保険税の課税限度額を110万円(改正前:109万円)に引き上げ。</p> <p>※別途 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額は3万円(3月議会議決済)であるので、課税限度額は合計113万円となる。</p> <p>(2) 国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準についての改正</p> <p>① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を31万円(改正前:30.5万円)に引き上げ。</p> <p>② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を57万円(改正前:56万円)に引き上げ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>改正の内容</b></p> <p>【改正前】課税限度額:109万円 基礎課税額:66万円 後期高齢者支援金等課税額:26万円 介護納付金課税額:17万円</p> <p>【改正後】課税限度額:110万円(※113万円) 基礎課税額:67万円 後期高齢者支援金等課税額:26万円 介護納付金課税額:17万円 ※加えて、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額3万円があるので合計113万円となる。</p> <p>中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能となる。</p> <p>【現行】軽減判定所得 7割軽減基準額=基礎控除額(43万円)×1 5割軽減基準額=基礎控除額(43万円)×1+30.5万円×(被保険者数×2) 2割軽減基準額=基礎控除額(43万円)×1+56万円×(被保険者数×2)</p> <p>【改正後】軽減判定所得 7割軽減基準額=基礎控除額(43万円)×1 5割軽減基準額=基礎控除額(43万円)×1+31万円×(被保険者数×2) 2割軽減基準額=基礎控除額(43万円)×1+57万円×(被保険者数×2)</p> <p>*1給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円)+10万円×(給与・年金所得者の数-1) *2被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。</p> </div>					
補足事項	1 専決処分日	令和8年4月1日				
	2 施行日	令和8年4月1日	令和8年度分課税から適用			

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第57号	議案名	専決処分について 〔令和7年度琴浦町一般会計補正予算(第12号)〕			
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業について、激甚災害の適用を受けたことから、財源組替を行う。</li> <li>・各種事業の実績に伴う歳入(町債)の組替を行うほか、企業版ふるさと納税地方創生寄附金の増額に伴い、対象基金への積立てを行う。</li> <li>・企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金充当事業の実績に伴う充当額の組替を行う。</li> <li>・特別交付税等の増額交付を受け、余剰金を財政調整基金に積立を行う。</li> </ul> 以上の補正予算を専決処分したので報告を行い、承認を求めるもの					
内容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	14,055,176		59,521	14,114,697		
	2 歳入予算の主な補正内容 [単位：千円]					
	款名称等	補正額	主な補正内容等			
	地方交付税	36,669	特別交付税	+36,669		
	国庫支出金	21,361	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	+4,095		
			保育対策総合支援事業費補助金	△1,470		
			社会資本整備総合交付金	+2,736		
			臨時道路除雪事業費補助金	+16,000		
	県支出金	6,595	保育対策総合支援事業費補助金	+1,470		
			現年発生農業用施設災害復旧費補助金	+5,031		
郷土愛醸成「デジタル地域情報」活用事業補助金			+94			
寄附金	1,000	企業版ふるさと納税地方創生寄附金	+1,000			
町債	△4,500	過疎対策事業債				
		部落自治振興事業	+4,400			
		観光振興事業	△1,300			
		就学援助事業	△3,100			
		一般補助施設整備等事業債				
		県営基幹水利施設更新事業	△1,900			
		ダム施設機器更新事業	+300			
		緊急自然災害防止対策債				
		公文地区浸水対策事業	+2,600			
		三保・鋤地区浸水対策事業	△2,600			
災害復旧事業債		災害復旧事業債				
		現年発生農業用施設災害復旧事業債	△2,900			
その他	△1,604	分担金及び負担金				
合計	59,521					

### 3 歳出予算の主な補正内容

#### (1) 現年発生農業用施設災害復旧事業 [財源組替]

##### ア 事業説明

令和7年8月豪雨に伴う落雷により被災した小田股ダムの災害復旧事業について、激甚災害による特別措置への適用により国庫補助率が嵩上げされることから財源組替を行う。

##### イ 財源

国庫支出金 [ +5,031 千円]

町債 [△2,900 千円]

北栄町分担金 [△1,898 千円]

一般財源 [△233 千円]

#### (2) 企業版ふるさと納税地方創生基金積立金 [1,100 千円]

##### ア 事業説明

企業版ふるさと納税地方創生寄附金が増額したことから、企業版ふるさと納税地方創生基金に積立て、令和8年度に活用する。

##### イ 経費

企業版ふるさと納税地方創生基金積立金 [1,100 千円]

##### ウ 財源

企業版ふるさと納税地方創生寄附金 [1,000 千円]

一般財源 [100 千円]

#### (3) 企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金充当事業 [財源組替]

##### ア 事業説明

令和6年度に受入れた企業版ふるさと納税地方創生寄附金の充当事業について、事業実績により充当額の組替を行う。

##### イ 充当先事業 [充当額]

就農相談会PR資材作成事業 [△421 千円]

農業経営収入保険制度加入促進事業 [△113 千円]

肉用牛肥育経営安定特別対策事業 [+534 千円]

#### (4) 財政調整基金積立金 [60,000 千円]

##### ア 事業説明

特別交付税等の増額交付を受けたことによる余剰金を、今後の災害等に備えるため、財政調整基金に積立てる。

##### イ 経費

財政調整基金積立金 [60,000 千円]

##### ウ 財源

一般財源 [60,000 千円]

##### エ 財政調整基金残高

[単位：千円]

補正前	補正後
1,174,425	1,234,425

4 繰越明許費

(1) 追加

[単位：千円]

事業名	金額
赤碕文化センター高圧気中負荷開閉器・ 高圧ケーブル取替修繕事業	1,981
県営基幹水利施設更新事業	2,401

補足事項

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第58号	議案名	琴浦町附属機関条例の一部改正について			
目的	市町村が設置主体である予防接種健康被害調査委員会に係る事務を県に委託することに伴い、町の附属機関として位置づけられている当該委員会を廃止するため、所要の改正を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>現在、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）第10の1及び2で求められる委員会の設置について、琴浦町予防接種健康被害調査委員会を設置しているが、健康被害が極めて稀な頻度のため、職員は委員会実施にかかる事務のノウハウを得にくく、迅速な対応が難しい現状がある。（琴浦町での調査委員会開催実績なし）</p> <p>今年度、当該委員会を県で設置することとなり、運営事務を県へ委託をすることにより、調査・審議の平準化や、各市町村の案件を併せて実施することで審議回数の減少、委員委嘱の効率化を図り、健康被害調査等の迅速な対応を行う。</p> <p>これに伴い、町の附属機関として位置づけられている予防接種健康被害調査委員会を廃止するため、記載を削除する。</p> <p>2 関連議案</p> <p>議案第69号 琴浦町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について</p>					
補足事項	施行日 令和8年7月2日					

令和 8 年 6 月 定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第 59 号	議案名	琴浦町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する資格並びに事業の人員、設置及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について			
目的	町が定める、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、介護保険法に基づき「共生型サービス」を追加するため、所要の条例改正を行うもの					
内容	<p>1 概要</p> <p>介護保険法により、町は「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等」を条例で定めることとされており、これに基づき地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定している。</p> <p>本改正は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により創設された「共生型サービス」に係る指定基準を追加するもの。</p> <p>共生型サービス：同一の事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>○下記基準等に「共生型サービス」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 4 条）</li> <li>・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第 5 条）</li> </ul> <p>○別表（第 4 条・第 5 条関係）「記録の整備（保存期間）」「衛生管理」についての基準を定めるサービスの区分に「共生型地域密着型通所介護」を追加。</p> <p>※「地域密着型通所介護」と同様の基準とする。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>サービスに応じて「入所定員」「地域との連携」「記録の整備」「衛生管理」「自己点検及び第三者評価」の基準を別表により定めているが、その他は厚生労働省令に定める基準とする。〔第 6 条〕</p> </div> <p>3 その他</p> <p>○共生型サービスとは、高齢者（介護保険）と障がい者・障がい児（障害者総合支援法など）が、同じ事業所でそれぞれの制度に基づくサービスを受けられるよう、平成 30 年に設けられた制度。</p> <p>○利用者が年齢を重ねても、使い慣れた事業所で継続して支援を受けやすく</p>					

	<p>することを目的としており、同一事業所において、介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を提供することで、次の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる。</li> <li>・高齢者・障がい児者とも利用できる事業所の選択肢が増える。</li> <li>・「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。</li> <li>・地域共生社会を推進するためのきっかけとなる。</li> <li>・人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。</li> </ul>
補足事項	施行日 公布の日

令和 8 年 6 月 定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	条例				
議案番号	議案第 60 号	議案名	琴浦町農業研修生宿泊施設条例の一部改正について						
目的	施設の住所地表記を修正するもの。								
内容	<p>1 概要</p> <p>旧以西小学校の住所地番の誤りが判明したため、正しい地番表示に修正するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <table border="1" data-bbox="379 792 1369 891"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琴浦町大字宮木 239 番地</td> <td>琴浦町大字宮木 239 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>					改正前	改正後	琴浦町大字宮木 239 番地	琴浦町大字宮木 239 番地 1
	改正前	改正後							
琴浦町大字宮木 239 番地	琴浦町大字宮木 239 番地 1								
<p>経過等</p> <p>琴浦町立学校設置条例(平成 16 年条例第 88 条)</p> <p>琴浦町立以西小学校の位置「琴浦町大字宮木 239 番地」</p> <p>以西小学校は平成 29 年 3 月 31 日に閉校</p> <p>平成 29 年に旧以西小学校を国の農山漁村振興交付金にて農業研修施設へ用途変更を進めることになった。以後、琴浦町議会に上程した議案は次の 3 件</p> <p>平成 29 年 9 月議会 議案 工事請負契約の締結について</p> <p>平成 30 年 2 月臨時議会 議案 工事請負変更契約の締結について</p> <p>平成 30 年 3 月議会 議案 琴浦町農業研修生宿泊施設条例の制定について</p> <p>琴浦町農業研修生宿泊施設の位置を学校設置条例と同じく「琴浦町大字宮木 239 番地」とした。</p> <p>令和 8 年 2 月 社会教育課より以西地区公民館および以西地域交流センターの位置について条例改正するにあたり、旧以西小学校の地番が「宮木 239 番地 1」であることが判明した旨の報告を受け、これまでの工事契約、議決を受けた議案の有効性について内部で協議した。</p>									
補足事項	本条例は公布の日から施行とする。								

令和8年6月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	条例																						
議案番号	議案第61号	議案名	琴浦町都市公園条例の一部改正について																								
目的	東伯総合公園サッカー場の改修が終了し、供用を開始するにあたり、使用料と電灯料を定めるもの。																										
内容	<p>サッカー場改修が終了したため、使用料を見直し、改正する。 また、新たに夜間照明を設置したことから、電灯料を定めるもの。</p> <p><b>1 改正内容</b> 第16条使用料 別表3の変更</p> <p>・サッカー場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">単位</th> <th>使用料</th> <th>電灯料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">琴浦町サッカー場</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td rowspan="2">町内者</td> <td>全面</td> <td>2,200円</td> <td>全灯 1,800円 半灯 900円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>1,100円</td> <td>全灯 900円 半灯 450円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">町外者</td> <td>全面</td> <td>4,400円</td> <td>全灯 3,600円 半灯 1,800円</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>2,200円</td> <td>全灯 1,800円 半灯 900円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位		使用料	電灯料	琴浦町サッカー場	1時間	町内者	全面	2,200円	全灯 1,800円 半灯 900円	半面	1,100円	全灯 900円 半灯 450円		町外者	全面	4,400円	全灯 3,600円 半灯 1,800円	半面	2,200円	全灯 1,800円 半灯 900円
	区分	単位		使用料	電灯料																						
琴浦町サッカー場	1時間	町内者	全面	2,200円	全灯 1,800円 半灯 900円																						
			半面	1,100円	全灯 900円 半灯 450円																						
		町外者	全面	4,400円	全灯 3,600円 半灯 1,800円																						
			半面	2,200円	全灯 1,800円 半灯 900円																						
	<p><b>2 使用料設定についての町の考え方</b> 受益者(利用者)に負担していただく費用(原価)を算出し、これに施設の性質別分類による受益者負担割合を乗じて算出。 その他の公共施設についても、この考え方を踏まえて決定する方針であり、今年度には検討を進めることになっている。</p> <p><b>3 歳入予算の補正</b> 供用開始に伴い、今年度のサッカー場使用料及び電灯料の見込み額について、補正予算を計上。 歳入科目 14.1.6.3 総合公園施設使用料 2,864千円増額</p>																										
	補足事項	施行日 公布の日																									

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第62号	議案名	令和8年度琴浦町一般会計補正予算(第1号)			
目的	2月の積雪及び4月の強風による災害復旧事業、令和の米増産緊急支援事業、和牛振興計画推進事業、東伯中学校技術室等空調新設事業、一向平キャンプ場管理及び企業版ふるさと納税を活用した赤碕総合運動公園管理等を追加するほか、人事異動に伴う人件費の補正、国庫補助金交付金額(内示)に基づく事業内容精査による補正などを行うもの。					
内容	1 補正額 <span style="float: right;">[単位: 千円]</span>					
			補正前予算額	補正額	補正後予算額	
			14,853,000	△122,311	14,730,689	
	2 主な追加内容					
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。					
	[単位: 千円]					
			款名称等	補正額		
			国庫支出金	△62,056		
			県支出金	13,311		
			繰入金	△22,671		
		町債	△54,900			
		その他	4,005			
		合 計	△122,311			
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。						
<b>【災害復旧事業】</b>						
(1) 気象災害による農業施設等復旧対策事業 [7,316千円]						
ア 事業説明						
2月の積雪及び4月の強風により被災した農家の安定的な農業生産活動の回復に資するため、農業用施設復旧や育成の回復が見込めない苗の植え替えにかかる経費の一部を補助する。						
イ 経費						
農林業施設等復旧対策事業費補助金 [7,316千円]						
ウ 財源						
県支出金 [4,260千円]						
一般財源 [3,056千円]						

(2) しっかり守る農林基盤整備事業 [500 千円]

ア 事業説明

4月の強風による倒木により大父林道の通行に支障が生じているため、倒木撤去を行う。

イ 経費

農林業用施設復旧工事 [500 千円]

ウ 財源

地元負担金 [100 千円]

一般財源 [400 千円]

(3) 赤碓中学校強風被害修繕事業 [158 千円]

ア 事業説明

4月の強風で被害を受けた赤碓中学校体育館の外壁修繕を行う。

イ 経費

修繕費 [158 千円]

ウ 財源

全国町村会共済金 [79 千円]

一般財源 [79 千円]

【その他事業】

(1) 令和の米増産緊急支援事業 [11,201 千円]

ア 事業説明

主食用米の生産拡大のために必要な機械導入費用の一部を緊急的に支援し、町内産米の生産力増強を図ることを目的に補助金を交付する。

イ 経費

令和の米増産緊急支援事業費補助金 [11,201 千円]

ウ 財源

県支出金 [7,467 千円]

一般財源 [3,734 千円]

(2) 和牛振興計画推進事業 [事業費組替]

ア 事業説明

和牛増頭のため、既存牛舎の改修費用の一部を支援し、和牛振興

計画の推進を図ることを目的に補助金を交付する。[1,500千円]  
繁殖雌牛増頭推進については、実績見込みにより減額する。  
[△1,500千円]

(3) 赤碕総合運動公園管理 [2,100千円]

ア 事業説明

より安全で快適な施設とするため、企業版ふるさと納税を活用し、赤碕総合運動公園内の屋外ステージ、テニスコート等を修繕する。

イ 経費

修繕料 [2,100千円]

ウ 財源

企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金 [2,100千円]

(4) 東伯中学校技術室等空調新設事業 [3,772千円]

ア 事業説明

東伯中学校技術室等空調新設工事については、繰越事業であり R8 年度労務単価での再積算、現地精査結果による屋上配管時の転落防止措置及び窓アルミパネル4箇所追加及び登下校時の安全のため隣接道路への電線管理設工事を夏休み期間に実施するための工期延期など変更対応を行う。

イ 経費

東伯中学校技術室等空調新設工事 [3,772千円]

ウ 財源

一般財源 [3,772千円]

(5) 地域経済変動対策資金利子補給事業 [445千円]

ア 事業説明

地域経済に大きな影響を及ぼす環境の変化を受けて、経営の安定に支障が生じている事業者に対し、経営の安定や事業継続に必要な融資について、その利子を県と協調して3年間補助する。

イ 経費

地域経済変動対策資金利子補助金 [445千円]

ウ 財源

県支出金 [222千円]

一般財源 [223 千円]

(6) 一向平キャンプ場管理 [1,137 千円]

ア 事業説明

指定管理者の指定取り消しに伴い、新たな指定管理者を指定するまでの間、町が一般利用者用トイレ等の施設管理を行う。

イ 経費

光熱水費 [424 千円]

トイレ清掃委託料 [713 千円]

ウ 財源

一般財源 [1,137 千円]

(7) 源泉所得税 [24 千円]

ア 事業説明

税務署への令和6年3月徴収4月納付分源泉所得税の一部について納付が遅延したことから、不納付加算税及び延滞税を納付する。

イ 経費

延滞税及び加算税 [24 千円]

ウ 財源

一般財源 [24 千円]

(8) 人件費に係る補正 [△30,426 千円]

ア 事業説明

人事異動に伴う人件費の補正を行うもの

イ 経費

一般会計所属職員の本給、職員手当等 [△31,094 千円]

会計年度任用職員報酬、費用弁償等 [668 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [1,498 千円]

県支出金 [415 千円]

一般財源 [△32,339 千円]

【国庫補助金内示額による補正】

(1) 町道等改良整備事業 [△12,298 千円]

ア 事業説明

町道等改良整備事業にかかる国庫補助金交付金額(内示)に基づき、事業内容を精査し、事業実施する。

イ 経費

三本杉橋橋梁修繕工事	[△9,150 千円]
大父橋橋梁補修調査設計業務委託料	[△6,100 千円]
町道駅前八幡線道路改良工事	[3,000 千円]
町道山川部落2号線道路改良工事	[△31 千円]
町道山田東山田線道路改良工事	[△17 千円]

ウ 財源

国庫支出金	[△7,440 千円]
町債	[△4,900 千円]
一般財源	[42 千円]

(2) 住宅管理事業 [△96,795 千円]

ア 事業説明

住宅管理事業にかかる国庫補助金交付金額(内示)に基づき、事業内容を精査し、事業実施する。また、松ヶ丘集会施設の下水道接続工事について物価高騰により工事費に不足が生じるため増額する。

イ 経費

とうはくハイツ改修工事	[△53,630 千円]
とうはくハイツ改修工事監理委託料	[△1,680 千円]
とうはくハイツ改修工事に伴う移転補償金	[△1,490 千円]
槻下団地給湯器取替工事	[△40,000 千円]
設計単価変更委託料(槻下団地給湯器取替工事)	[△140 千円]
松ヶ丘集会所下水道接続工事	[145 千円]

ウ 財源

国庫支出金	[△47,800 千円]
町債	[△50,000 千円]
住宅使用料	[929 千円]
一般財源	[76 千円]

(3) 立地適正化計画策定事業 [△16,520 千円]

ア 事業説明

立地適正化計画策定事業にかかる国庫補助金交付金額(内示)に基

づき、事業内容を精査し、事業実施する。

イ 経費

立地適正化計画策定業務委託料 [△16,520 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [△8,260 千円]

一般財源 [△8,260 千円]

3 繰越明許費

[単位：千円]

事業名	金額
赤碕地域コミュニティーセンターZEB化改修事業	44,060

4 債務負担行為

(1) 追加

[単位：千円]

事 項	期 間	限度額
地域経済変動対策資金利子補助金（令和8年度分）	令和9年度から 令和11年度まで	1,307

(2) 廃止

[単位：千円]

事 項	期 間	限度額
令和8年度米国関税下経済環境対策特別金融支援事業補助金	令和9年度から 令和11年度まで	5,076

補足事項

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第63号	議案名	令和8年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)			
目的	様式改正に伴う国保システム改修委託料の増額及び支出見込みによる海外療養費不正請求対策業務手数料、レセプト資格確認業務委託料の増額補正を行うもの。また、基金の一部取り崩しに伴い県に支払う納付金の財源組替を行うもの。					
内容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	1,863,324		601		1,863,925	
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額		主な補正理由	
	県支出金		369		システム改修費用補助(10/10)	
	一般会計繰入金		74		海外療養費不正請求対策業務手数料の支出見込みによる増	
	基金繰入金		158		財源不足による基金の一部取り崩し	
	合計		601			
【歳出】						
(1) 総務費 [443千円]						
ア 事業説明						
海外療養費の支出見込みに伴い不正対策業務手数料の増額補正を行うもの。また、様式改正(国保事業月報の一部項目追加、国保実態調査票の一部追加・修正)に伴い、国民健康保険システムに係る改修費用の増額補正を行うもの。						
イ 経費						
海外療養費不正対策業務手数料 [74千円]						
総合行政システム国保制度改正対応委託料 [369千円]						
ウ 財源						
県支出金(特別調整交付金) [369千円]						
一般会計繰入金 [74千円]						
(2) 国民健康保険事業費納付金 [財源組替]						
ア 事業説明						
基金の一部取り崩しに伴い、財源組替を行うもの。						
イ 経費						

	<p>国民健康保険事業費納付金 [財源組替]</p> <p>ウ 財源</p> <p>基金繰入金 [158 千円]</p> <p>一般財源 [△158 千円]</p> <p>(3) 保健事業費 [158 千円]</p> <p>ア 事業説明</p> <p>支出見込みに伴いレセプト資格確認業務委託料の増額補正を行うもの。</p> <p>イ 経費</p> <p>保健事業推進費 (医療費適正化事業)</p> <p>レセプト資格確認業務委託料 [158 千円]</p> <p>ウ 財源</p> <p>一般財源 [158 千円]</p>
補足事項	

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第64号	議案名	令和8年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)			
目的	介護保険法施行規則改正に伴うシステム改修費の増額補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,288,392		1,221		2,289,613	
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額		主な補正理由	
	国庫支出金		610		システム改修に伴う国庫負担分 610	
	繰入金		611		システム改修費の増額に伴う町負担分 611	
	合 計		1,221			
	【歳出】					
(1) 総務費 [1,221千円]						
ア 事業説明						
介護保険法施行規則の一部改正に伴うシステム改修費の増額を行うもの。						
※システム改修の内容						
介護保険法施行規則改正により介護保険施設における居住費の助成である特定入所者介護サービス費(以下、「補足給付」という)について、被保険者の負担能力に応じた負担を図る観点から負担限度額の見直しを行う。これに伴う補足給付の負担限度額認定証の様式の改正など所要のシステム改修を行うもの。						
イ 経費						
介護保険システム改修委託料 [1,221千円]						
ウ 財源						
(ア) 国庫支出金		[610千円]				
(イ) 一般会計繰入金		[611千円]				
補足事項						

令和 8 年 6 月 定例 議会 議案 概要		担当 課	企画 政策 課	種別	その他
議案 番号	議案 第 65 号	議案 名	財産の 取得 について (町 営 バス 車両)		
目 的	<p>町 営 バス 車両 を 購入 する に あたり、財 産 の 取得 について、地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 96 条 及 び 琴 浦 町 議 会 の 議 決 に 付 す べ き 契 約 及 び 財 産 の 取 得 又 は 処 分 に 関 する 条 例 (平 成 16 年 琴 浦 町 条 例 第 54 号) 第 3 条 の 規 定 に 基 づ き、議 会 の 議 決 を 得 る も の。</p>				
内 容	<p>町 営 バス 車両 は 平 成 2 6 年 に 取 得 し た も の で あ る が、12 年 を 経 過 し、老 朽 化 が 進 ん で い る。</p> <p>町 営 バス 車両 の 購 入 契 約 を 締 結 する に あたり、財 産 の 取得 について、議 会 の 議 決 を 得 る も の で あ る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取 得 財 産 町 営 バス 車両 1 台</li> <li>2 入 札 日 令 和 8 年 5 月 28 日</li> <li>3 契 約 金 額 11,678,870 円</li> <li>4 受 注 者 永 禮 自 動 車 販 売 有 限 会 社</li> <li>5 納 期 限 令 和 9 年 3 月 12 日</li> <li>6 契 約 の 方 法 指 名 競 争 入 札</li> <li>7 入 札 業 者 数 2 業 者</li> <li>8 落 札 率 90.1%</li> <li>9 仕 様 等 マ イ ク ロ バ ス、29 人 乗 り、4 輪 駆 動</li> </ol>				
補 足 事 項					

令和 8 年 6 月 定例 議会 議案 概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第 66 号	議案名	財産の取得について（除雪ドーザー）		
目的	<p>除雪ドーザーを購入するにあたり、財産の取得について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 54 号)第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。</p>				
内容	<p>町道大成開拓幹線ほか 2 路線(琴浦町八橋)を除雪対象とする除雪ドーザーは、昭和 55 年に導入したものであるが、46 年を経過し、老朽化が進んでいる。</p> <p>除雪ドーザーの購入契約を締結するにあたり、財産の取得について、議会の議決を得るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取得財産 除雪ドーザー</li> <li>2 入札日 令和 8 年 5 月 28 日</li> <li>3 落札金額 20,878,000 円</li> <li>4 受注者 三協建機株式会社倉吉営業所 取締役倉吉工場長 磯江 章博</li> <li>5 納期限 令和 9 年 3 月 29 日</li> <li>6 契約方法 指名競争入札</li> <li>7 入札業者数 3 業者</li> <li>8 落札率 68.5%</li> <li>9 仕様等 除雪ドーザー 8 t 級 日立 ZW-100 相当</li> </ol>				
補足事項					

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	その他																				
議案番号	議案第67号	議案名	債権の放棄(琴浦町住宅新築資金等貸付金)について																							
目的	回収の見込めない債権1件について放棄を行うもの。																									
内 容	<p>1 債権放棄の額等</p> <p>(1) 債権の名称 住宅新築資金等貸付金</p> <p>(2) 金 額 3,174,631円</p> <p>(3) 債 務 者 借受人</p> <p>(4) 債権放棄理由</p> <p>訴訟、強制執行(不動産競売)を実行したが、全額回収できなかった。債務者は高齢で、収入は生活を維持できる年金収入のみであり、他に差押え可能な財産等はない。</p> <p>保証人は既に死亡しており、回収できない。</p>																									
	<p>2 債権内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付種別</th> <th>住宅新築資金</th> <th>宅地取得資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付額</td> <td>5,000,000円</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td>昭和54年3月19日</td> <td>昭和54年3月19日</td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>元 利</td> <td>6,402,550円</td> <td>3,201,275円</td> </tr> <tr> <td>支払済額</td> <td>4,228,612円</td> <td>2,200,582円</td> </tr> <tr> <td>債務残額</td> <td>2,173,938円</td> <td>1,000,693円</td> </tr> </tbody> </table>						貸付種別	住宅新築資金	宅地取得資金	貸付額	5,000,000円	2,500,000円	契約日	昭和54年3月19日	昭和54年3月19日	利 率	2%	2%	元 利	6,402,550円	3,201,275円	支払済額	4,228,612円	2,200,582円	債務残額	2,173,938円
貸付種別	住宅新築資金	宅地取得資金																								
貸付額	5,000,000円	2,500,000円																								
契約日	昭和54年3月19日	昭和54年3月19日																								
利 率	2%	2%																								
元 利	6,402,550円	3,201,275円																								
支払済額	4,228,612円	2,200,582円																								
債務残額	2,173,938円	1,000,693円																								
補足事項	鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金を申請予定。3/4助成																									

令和8年6月定例議会 議案概要		担当課	出納室	種別	その他
議案番号	議案第68号	議案名	損害賠償の額の決定について		
目的	不納付加算税及び延滞金を支払うもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>令和6年3月分の源泉徴収税額の一部(437,300円)を令和6年6月10日に納付した。国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号)第67条の規定に基づき不納付加算税(21,500円)及び延滞税(1,700円)を支払うもの。</p> <p>2 経過</p> <p>年末調整の修正再計算(扶養認定漏れ等)により、3月給与で追徴・還付(※追徴額と還付額の相殺による追徴額437,300円)を行った。この金額の申告納付を失念していたもの。</p> <p>3 今後の対応</p> <p>財務会計システムで実際の源泉徴収税額の確認をする手法が確立されていなかった。</p> <p>今後は、出納室全体で確認しながら、再発防止に努めていく。</p>				
補足事項					

令和8年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	その他
議案番号	議案第69号	議案名	琴浦町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について			
目的	予防接種健康被害調査委員会に係る事務を鳥取県へ委託を行うための規約の協議について、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるもの。					
内容	<p>1 概要 これまで町で設置していた予防接種健康被害調査委員会を廃止し、鳥取県が設置する当該委員会に事務委託を行う。琴浦町と鳥取県で規約を定める協議を行うことについて、議決を求めるもの。</p> <p>2 委託事務の内容 「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」(昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知)第10の1及び2で求められる委員会の設置、当該委員会での予防接種による健康被害に係る調査等に関する事務を委託する。</p> <p>3 費用負担 鳥取県への事務委託料 180千円/件 ※案件があった場合のみ負担</p>					
補足事項	施行日 令和8年7月2日					

令和8年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第70号	議案名	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部変更に関する協議について		
目的	鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるもの。				
内容	<p>概要</p> <p>平成28年4月より県及び県内自治体その他の公共団体と共同設置している鳥取県行政不服審査会の規約の一部を改正する協議を行うことについて、議決を求めるもの。</p> <p>鳥取県行政不服審査会は、有識者で構成された第三者機関であり、行政処分に対する審査請求があった場合に、審理員意見書について諮問を受け、答申を行っている。</p> <p>この度の規約改正は、構成団体のひとつである米子市日吉津村中学校組合が令和8年3月31日をもって解散となったため、規約より当該団体名を削除するもの。</p>				
補足事項	改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用。				

令和8年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他																				
議案番号	議案第71号 ～ 議案第74号	議案名	琴浦町赤碕財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて																						
目的	赤碕・成美・安田・以西の財産区管理委員の任期が令和8年7月22日で満了となることに伴い、琴浦町財産区管理会条例第3条の規定により、本議会の同意を求めるもの。																								
内容	<p>議案第71号 琴浦町赤碕財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">氏名</td> <td>田中 正人 (たなか まさと)</td> </tr> <tr> <td>中西 和弘 (なかにし かずひろ)</td> </tr> <tr> <td>加藤 順子 (かとう じゅんこ)</td> </tr> <tr> <td>坂本 繁紀 (さかもと しげき)</td> </tr> <tr> <td>阿部 信恵 (あべ のぶえ)</td> </tr> <tr> <td>山口 和久 (やまぐち かずひさ)</td> </tr> <tr> <td>畑田 宥博 (はただ ゆうはく)</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和8年7月23日から令和12年7月22日まで</td> </tr> </table> <p>議案第72号 琴浦町成美財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="7">氏名</td> <td>浅田 義彰 (あさだ よしあき)</td> </tr> <tr> <td>前田 富明 (まえた とみあき)</td> </tr> <tr> <td>佐伯 銑一 (さえき せんいち)</td> </tr> <tr> <td>前田 英敏 (まえた ひでとし)</td> </tr> <tr> <td>前田 譲 (まえた ゆずる)</td> </tr> <tr> <td>金平 哲博 (かねひら てつひろ)</td> </tr> <tr> <td>池信 善議 (いけのぶ よしのり)</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>令和8年7月23日から令和12年7月22日まで</td> </tr> </table>					氏名	田中 正人 (たなか まさと)	中西 和弘 (なかにし かずひろ)	加藤 順子 (かとう じゅんこ)	坂本 繁紀 (さかもと しげき)	阿部 信恵 (あべ のぶえ)	山口 和久 (やまぐち かずひさ)	畑田 宥博 (はただ ゆうはく)	任期	令和8年7月23日から令和12年7月22日まで	氏名	浅田 義彰 (あさだ よしあき)	前田 富明 (まえた とみあき)	佐伯 銑一 (さえき せんいち)	前田 英敏 (まえた ひでとし)	前田 譲 (まえた ゆずる)	金平 哲博 (かねひら てつひろ)	池信 善議 (いけのぶ よしのり)	任期	令和8年7月23日から令和12年7月22日まで
	氏名	田中 正人 (たなか まさと)																							
中西 和弘 (なかにし かずひろ)																									
加藤 順子 (かとう じゅんこ)																									
坂本 繁紀 (さかもと しげき)																									
阿部 信恵 (あべ のぶえ)																									
山口 和久 (やまぐち かずひさ)																									
畑田 宥博 (はただ ゆうはく)																									
任期	令和8年7月23日から令和12年7月22日まで																								
氏名	浅田 義彰 (あさだ よしあき)																								
	前田 富明 (まえた とみあき)																								
	佐伯 銑一 (さえき せんいち)																								
	前田 英敏 (まえた ひでとし)																								
	前田 譲 (まえた ゆずる)																								
	金平 哲博 (かねひら てつひろ)																								
	池信 善議 (いけのぶ よしのり)																								
任期	令和8年7月23日から令和12年7月22日まで																								

議案第 73 号

琴浦町安田財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

氏名	永田 憲男 (ながた のりお)
	中西 正裕 (なかにし まさひろ)
	橋本 靖雄 (はしもと やすお)
	秦野 幸男 (はたの さちお)
	秦野 英作 (はたの えいさく)
	藪内 芳久 (やぶうち よしひさ)
	北村 繁樹 (きたむら しげき)
任期	令和 8 年 7 月 23 日から令和 12 年 7 月 22 日まで

議案第 74 号

琴浦町以西財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

氏名	橋井 操 (はしい みさお)
	小川 克彦 (おがわ かつひこ)
	高力 信宏 (こうりき のぶひろ)
	生田 邦夫 (いくた くにお)
	山下 修 (やました おさむ)
	那須 典久 (なす のりひさ)
	小椋 公人 (おぐら きみと)
任期	令和 8 年 7 月 23 日から令和 12 年 7 月 22 日まで

補足事項

令和 8 年 6 月 定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第 75 号 ～ 議案第 87 号	議案名	農業委員会の委員の任命につき同意を求めること について		
目 的	令和 8 年 7 月 20 日から 3 年間を任期とする農業委員会の委員 13 名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。				
内 容	<p>現在の農業委員会の委員(以下「委員」とする。)の任期が令和 8 年 7 月 19 日に満了する。これに伴い、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」とする。)第 9 条に基づき委員の募集を行い、15 名の推薦・応募があった。</p> <p><b>【募集】</b></p> <p>○募集期間 令和 8 年 3 月 16 日 ～ 4 月 15 日</p> <p>○告知方法 町ホームページ、行政放送、募集要項の設置</p> <p>委員の任命については、法において、下記事項が規定されている。</p> <p>(1) 委員の任命は町長が議会の同意を得て行う。(法第 8 条第 1 項)</p> <p>(2) 委員の任命にあたっては、下記の要件を満たすことが必要</p> <p>① 認定農業者等が委員の過半数を占める。(法第 8 条第 5 項)</p> <p>② 農業委員会所掌事務に利害関係を有しない者が含まれる。 (法第 8 条第 6 項)</p> <p>(3) 委員の任期は 3 年(法第 10 条第 1 項)</p> <p>本議案は(1)に基づき、農業委員会の委員 13 名の任命について同意を求めるものである。</p> <p>なお、農業委員の任命については、琴浦町農業委員会委員選任に関する要綱に基づき、農業委員候補者評価委員会を開催。</p> <p>評価の結果、推薦・応募があった 15 名のうち、上位 13 名が適任との報告を受けた。</p> <p>適任とされた 13 名の任命について、議会の同意を求めるものである。</p> <p><b>【農業委員候補者評価委員会の開催状況】</b></p> <p>○5 月 1 日 第 1 回農業委員候補者評価委員会</p> <p>○5 月 11 日 評価委員会による面接</p> <p>○5 月 15 日 第 2 回農業委員候補者評価委員会</p>				

○委員候補者氏名

氏名	議案番号
足立 紀美世 (あだち きみよ)	議案第 75 号
石賀 英男 (いしが ひでお)	議案第 76 号
伊藤 英之 (いとう ひでゆき)	議案第 77 号
久米 繁好 (くめ しげよし)	議案第 78 号
小前 茂雄 (こまえ しげお)	議案第 79 号
中本 敏彦 (なかもと としひこ)	議案第 80 号
秦野 英作 (はたの えいさく)	議案第 81 号
幅田 高広 (はばた たかひろ)	議案第 82 号
福田 昌治 (ふくだ しょうじ)	議案第 83 号
前田 正秀 (まえた まさひで)	議案第 84 号
丸山 環 (まるやま たまき)	議案第 85 号
村上 隆 (むらかみ たかし)	議案第 86 号
安谷 潔美 (やすたに きよみ)	議案第 87 号

○任期 令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで

補足事項